

職業能力開発大学校における 応用課程の現状とその課題

山 見 豊

1. はじめに

現在、わが国では少子・高齢化、情報化、国際化の急激な進展とともに経済の停滞、雇用問題が深刻化しているが、政治、行財政、経済構造など21世紀型の社会を目指して改革が進められようとしている。

このような中、応用課程の高度職業訓練は、1999年4月（平成11年度）に職業能力開発総合大学校東京校及び近畿（大阪）、九州（北九州）、沖縄の各職業能力開発大学校に新たに開設された。その後、2000年には、北海道、東北（宮城）、北陸（富山）、四国（香川）が、2001年には関東（小山）、東海（岐阜）、中国（岡山）の各職業能力開発大学校に開設され、応用課程を開設する職業能力開発施設は合計11校となった。応用課程とは、それまで職業能力開発短期大学校の専門課程（高卒2年間）としてあったコースの上に、新たに設けた2年間の職業訓練課程である。この応用課程の高度職業訓練は教育訓練史上、画期的な取り組みであると考えられる。つまり応用課程の高度職業訓練は挑戦的な課題であり、職業訓練の中長期的ビジョンを切り開く鍵的重要な課題である。その実施は今始まったばかりであり、現段階でこのことを論ずることは早急すぎるとも言えるが、目まぐるしく変わる諸政策の中で埋没しかねないと考え、本稿にて問題提起しようとするものである。⁽¹⁾

以下、応用課程の高度職業訓練の成立および現状を中心として報告するが、このことが高度職業訓練を論議する上で参考となれば幸いである。

2. 高度職業訓練と実践技術者

2.1 高度職業訓練の定義

1992（平成4）年、職業能力開発促進法の一部改正で、職業訓練体系が再編された。これは、労働者、産業界のニーズに応じつつ、その変化に柔軟に対応できる人材を育成する職業能力開発を促進するため、準則訓練について、従来の対象者の属性別の訓練体系である養成訓練、向上訓練及び能力再開発訓練の三区分から、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づく柔軟な訓練体系として、「普通職業訓練」及び「高度職業訓練」並びに「長期間」及び「短期間」に区分された⁽²⁾としている。

訓練課程は厚生労働省令で定めるとし、施行規則第9条で表のようになっている。

表1 職業訓練の体系

職業訓練の種類	普通職業訓練	高度職業訓練
長期間の訓練課程	普通課程	専門課程 応用課程
短期間の訓練課程	短期課程	専門短期課程 応用短期課程

職業能力開発促進法施行規則第九条参照

職業能力開発促進法の中で普通職業訓練と高度職業訓練を記述している箇所を下記に示す。

（国及び都道府県の行う職業訓練等）

第15条の6 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては当該施設以外の施設においても適切と認めら

れる方法により行うことができる。

- 1 職業能力開発校（普通職業訓練（次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- 2 職業能力開発短期大学校（高度職業訓練（労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。）で長期間及び短期間の訓練課程（次号の厚生労働省令で定める長期間の訓練課程を除く）のものを行うための施設をいう。以下同じ）
- 3 職業能力開発大学校（高度職業訓練で前号に規定する長期間及び短期間の訓練課程のもの並びに高度職業訓練で専門的かつ応用的な職業能力を開発し、及び向上させるためのものとして厚生労働省令で長期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。）
- 4 職業能力開発促進センター（普通職業訓練又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ）
- 5 障害者職業能力開発校（前各号に掲げる施設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うその能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うための施設をいう。以下同じ。）

（公共職業能力開発施設）

第16条 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。

- 2 前項に定めるもののほか、都道府県は職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。

第3項～第5項 略

以上、高度職業訓練について職業能力開発促進法を見てきたが、事業主等の行う職業訓練の認定は、第24条に規定されている。なお、職業能力開発総合大学校は、高度職業訓練を実施する東京校が加わったためであろうが、法律の章立てにおいて第3章、第5節職業訓練指導員等の括りの中で、第27条（職業能力開発大学校）とあったものが、第3章、第5節職業能力開発総合大学校となっており、職業指導員等とは別の節立てとなっている。

さて、高度職業訓練と普通職業訓練の違いは、どこにあるのであろうか。前述の1992年の職業訓練体系の再編によれば、「程度」による違いと思える。第3セクター方式で実施するコンピュータカレッジ（情報処理技能者養成施設）は高卒2年間の教育訓練機関であり、また、都道府県立の職業能力開発校には、高卒2年間の訓練コースがある。いずれも分類は、普通職業訓練となる。普通職業訓練の上に高度職業訓練があると考えると疑問が残る。しかしながら、職業能力開発局編著の職業能力開発促進法の解説によれば、次のようになる。³⁾「高度職業訓練と普通職業訓練とは、単にそのめざす技能・知識の程度・難易度が異なるのではなく、訓練の目標・内容自体がもともと質的に異なっていると考えられる。具体的には、前者がいわゆるテクニシャン等の技術面を兼ね備えた技能労働者の育成をめざすものであり、後者が習熟の積重ねによる熟練労働者をめざすものといえよう。」これに従えば、高度職業訓練と普通職業訓練ではめざす労働者のタイプが違うと言うことである。

とまれ、高度職業訓練を実施する施設は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センターであり、その教育訓練の目標は、実践技術者の養成である。また、普通職業訓練と高度職業訓練の関係は、多様な教育訓練ニーズに対応するためにも進路変更のための相互乗入れも可とするような柔軟なシステムとなることが望まれる。

2.2 実践技術者の定義

実践技術者（テクニシャン・エンジニア）の一般的な定義は「科学者・技術者と熟練労働者・作業員との間にあって、両者の中間的な階級に相当する職務を遂行する者」である。すなわち、熟練工に必要とされるものとは異なる技能と知識をその職務要件とする独立の労働力のカテゴリーとして、定義づけられている。⁽⁴⁾

以上の定義が我が国の職業能力開発で現出したのは、昭和49年に職業訓練短期大学校が創設されたときである。（東京職業訓練短期大学校の開校は昭和50年であるが、昭和49年特別高等訓練課程として当時の職業訓練短期大学校の付属機関として出発した。）それは、職業訓練短期大学校の養成目標として掲げたことに始まる。当時、これは産業界が要望する「腕と頭」とを有し、技術の変動にも適応しうる、現場の作業をもこなせる実践的な技術者、つめて実践技術者、英国流にはテクニシャン・エンジニアと呼ぶことができようとした。この当時、英国ではテクニシャンを二つに区別し、熟練工から任用された者を単に「テクニシャン」、短大レベルの教育訓練機関により養成される者を「テクニシャン・エンジニア」と呼んでおり、この分類に従えば職業訓練短期大学校の養成目標は後者に該当する⁽⁴⁾としている。

実践技術者の一般的な定義に反論するものではないが、長い間わだかまりとして持っていた疑念は、「中間的な階級」に属するという言葉である。昭和50年代に考えられていた実践技術者を図に表すと図-1のようになる。ここで疑念とするのは、中間的階級を最終教育訓練目標とする教育訓練機関が長く存在できるかということである。過去、わが国において、中間的な階級に属する技術者養成の試みは、幾度となく試行されたが、それは失敗に終わったのではなかろうか。⁽⁵⁾ 例えば、明治15年設立の東京職工学校は、明治23年に工業学校に昇格。明治28年に制定された徒弟学校は大正9年に廃止され、上級学校昇格か、補習学校になるか、